

各種預金規定改定のお知らせ

平素より三十三銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、お客さまの利便性向上を目的として「印鑑レス口座」「印鑑レス取引」の取扱いを拡充するため、各種預金規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

記

1. 改定する規定

「印鑑レス口座」「印鑑レス取引」における本人認証方式が適用される対象預金を拡大します。

(1) 印鑑レス口座取引規定

改定前	改定後
本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。	本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。
1. (印鑑レス口座) (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。 (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。 (3) 印鑑レス口座にできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、定期預金（総合口座取引の定期預金を含みます。以下同じです。）口座です。	1. (印鑑レス口座) (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。 (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。 (3) 印鑑レス口座にできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、定期預金（総合口座取引の定期預金を含みます。以下同じです。）口座、 <u>積立式定期預金口座、定期積金口座</u> です。
2. (取引の制限) (1) 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設してください。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。 (2) 印鑑レス口座に対して、口座振替のお申込みをおこなう場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）が利用可能な電話番号を当行に届け出るものとします。 (3) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時に個人インターネットバンキングの利用を申し込むものとします。また、開設する口座が IC キャッシュカードの発行が可能な口座である場合には IC キャッシュカードの発行を申し込むものとします。 (4) 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行された IC キャッシュカードの解約および個人インターネットバンキングの解約をおこなうことはできません。	2. (取引の制限) (1) 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設してください。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。 (2) 印鑑レス口座に対して、口座振替のお申込みをおこなう場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）が利用可能な電話番号を当行に届け出るものとします。 (3) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時に個人インターネットバンキングの利用を申し込むものとします。 <u>（三十三銀行アプリからの口座開設は除く）</u> 。また、開設する口座が IC キャッシュカードの発行が可能な口座である場合には IC キャッシュカードの発行を申し込むものとします。 (4) 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行された IC キャッシュカードの解約および個人インターネットバンキングの解約をおこなうことはできません。

(5) 印鑑レス口座では以下の取引をおこなうことはできません。 ① 法令等により印影を必要とする取引 ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引 ③ その他当行所定の取引 3. (印鑑レス口座にかかる取引) (1) 印鑑レス口座での取引をおこなう場合、原則として、個人インターネットバンキングまたは現金自動入出金機の利用により、おこなうものとします。 (2) お客様が、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める「店頭カード認証規定」に規定するカード認証（以下「カード認証」といいます。）による本人認証、または当行が定める本人確認をおこないます。 (3) お客様の取引の依頼が、収納機関を経由した口座振替の依頼など、カード認証がおこなえないものである場合、届け出の電話番号に対するショートメッセージサービスを利用した当行所定の方法による確認をおこないます。 (4) 当行がお客様の印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。 4. (印鑑レス口座と関連付けされた口座の取り扱い) 個人インターネットバンキングの利用等により印鑑レス口座と関連付けられて開設された口座で取引をおこなう場合、当該口座についても前条を適用して取り扱うものとします。 (後略) 以 上 2025年6月1日現在	(5) 印鑑レス口座では以下の取引をおこなうことはできません。 ① 法令等により印影を必要とする取引 ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引 ③ その他当行所定の取引 3. (印鑑レス口座にかかる取引) (1) 印鑑レス口座での取引をおこなう場合、原則として、<u>三十三銀行アプリまたは個人インターネットバンキング</u>または現金自動入出金機の利用により、おこなうものとします。 (2) お客様が、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める「店頭カード認証規定」に規定するカード認証（以下「カード認証」といいます。）による本人認証、または当行が定める本人確認をおこないます。 (3) お客様の取引の依頼が、収納機関を経由した口座振替の依頼など、カード認証がおこなえないものである場合、届け出の電話番号に対するショートメッセージサービスを利用した当行所定の方法による確認をおこないます。 (4) 当行がお客様の印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客様に損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。 4. (印鑑レス口座と関連付けされた口座の取り扱い) <u>三十三銀行アプリまたは個人インターネットバンキング</u>の利用等により印鑑レス口座と関連付けられて開設された口座で取引をおこなう場合、当該口座についても前条を適用して取り扱うものとします。 (後略) 以 上 2025年12-6月1日現在
---	--

(2) 積立定期預金規定

改定前	改定後
(前略) 7. (預金の解約、書替継続) (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。	(前略) 7. (預金の解約、書替継続) (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 <u>(3) 前記(2)に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</u>

(3)前記(2)の手続きに加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (4)この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を1口毎に順次解約致します。解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。 (中略) 11. (印鑑照合) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客さまに対しては重過失に限りです）がある場合を除き賠償責任を負いません。 (後略) 以 上 2 0 2 1 年 5 月 1 日 現在	(4)前記(2) <u>および(3)</u>の手続きに加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。 (5)この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまで、この預金を1口毎に順次解約致します。解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。 (中略) 11. (印鑑照合) <u>(1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客さまに対しては重過失に限りです）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> <u>(2) 前記7の(3)に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客さまに対しては重過失に限りです）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> (後略) 以 上 <u>2 0 2 5 - 2 - 0 - 2 1 年 1 2 - 5 月 1 日 現在</u>
--	--

(3) 定期積金規定

改定前	改定後
(前略) 9. (解約等) (1)この積金口座を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。 (2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。	(前略) 9. (解約等) (1)この積金口座を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。 <u>(2) 前記(1)に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれを替えることができます。</u> (3)<u>(2)</u> 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この積金の利用者が後記 12 の(1)に違反した場合 ③この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①積金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前各号に準ずる者 ③積金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4)前記(2)または(3)により、この積金口座が解約され残高がある場合、または、この積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (中略) 12. (印鑑照合) この通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客さまに対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。	①この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ②この積金の利用者が後記 12 (1)に違反した場合 ③この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (43)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの積金取引を停止し、または積金者に通知することによりこの積金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①積金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 D. 暴力団準構成員 E. 暴力団関係企業 F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 G. その他前各号に準ずる者 ③積金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4)前記(32)または(43)により、この積金口座が解約され残高がある場合、または、この積金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書式に届出の印章により記名押印して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (中略) 12. (印鑑照合) (1)この通帳、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客さまに対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。 (2)前記9の(2)に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人によ
---	---

(後略) 以 上 2 0 2 1 年 5 月 1 日現在	<u>る請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客さまに対しては重過失に限ります）がある場合を除き賠償責任を負いません。</u> (後略) 以 上 2 0 2 5 - 2 - 0 - 2 - 1 年 1 2 - 5 月 1 日現在
---	--

3. 適用日

2 0 2 5 年 1 2 月 1 日（月）

以 上